















## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.8

明示項目	明示事項	条件及び内容
監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）及び建設業法第26条の5（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 本工事は、労働基準法第139条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	<input type="checkbox"/> 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 (建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書)	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

∞

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市  
令和7年4月

## 工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という。)及び三重県建設工事執行規則によらなければならない。

### 2. 開削工

- 舗装道路については、1日の作業終了毎に原則としてアスファルト舗装により復旧し交通解放を行うこと。
- 舗装復旧部分の区画線について、舗装復旧後速やかに復旧すること。復旧に時間要する場合は仮復旧を行うこと。
- 主要幹線の圧送管については、施工後監督員立会のもと水圧試験を行うこと。
- マンホール間の距離が 50m を超える箇所については、管内のテレビカメラ調査を完成報告書提出前に行い調査報告書の提出及び電子媒体にて調査映像を1部提出すること。

### 3. 竣工時の提出書類

- 公共ます設置台帳を指定の用紙データにより作成し、電子データ(PDF ファイル)で提出すること。
- 完成図(平面・縦断図)を提出すること。紙ベース:1部、電子データ(PDF ファイル)

### 4. その他

- 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、1日の作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。

- マンホール蓋デザインは、閑第一から第五処理分区については「町並みノアスレ」、その他処理分区については「亀山城とハナショウブ」を使用すること。
- 「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 施工箇所を明示した休日作業届及び週間工程表を閉庁日三日前までに提出すること。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別のことであった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

#### 積算条件

##### ① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※)
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	

##### ② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）  
少なくとも以下の事項について説明する。
- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - ・新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - ・工事着手の時期及び工程の概要
  - ・分別解体等の計画
  - ・解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について  
契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。
- （1）解体工事に要する費用
  - （2）再資源化等に要する費用
  - （3）分別解体の方法
  - （4）再資源化等をする施設の名称及び所在地

亀山市月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書  
(月単位の週休2日)

1 月2回土日完全週休2日制の定義

- (1) 対象期間 工事開始日から工事完成報告書の提出日までの期間（準備期間、後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間を除く。）をいう。
- (2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行うときを除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 4週8休 各月の現場閉所日数（曜日にかかわらず現場を閉所した日（荒天（降雨、降雪等）により休工した日を含む。）の累計をいう。）を対象期間日数で除した日数の割合が28.5%であることをいう。
- (4) 指定土日 その月の「第1週及び第3週」、「第2週及び第4週」など、あらかじめ受注者が指定した月2回の連続した週休日（日曜日及び土曜日に限る。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由があるときは、発注者との協議により週休日を別の日に振り替えることができるものとする。）をいう。
- (5) 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日制工事」という。） 対象期間において、指定土日を現場閉所とし、かつ、4週8休以上を現場閉所とする工事をいう。
- (6) 月単位の週休2日制工事 対象期間内の全ての月ごとにおける現場閉所の達成状況が4週8休以上であることをいう。この場合において、1の月における日曜日及び土曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の日曜日及び土曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているときは、4週8休以上を達成しているものとみなす。
- (7) 通期の週休2日制工事 前号に掲げるものを除き、対象期間における現場閉所の達成状況が第3号に規定する割合以上であることをいう。

- 2 請負者は、工事着手前に、月2回の日曜日及び土曜日を現場閉所とする週を記載した「月2回土日完全週休2日の指定について」と「週休2日制工事確認表」を作成し、発注者に提出すること。
- 3 請負者は対象期間中、毎月、上記で作成した週休2日制工事確認表に現場閉所の実績を追記し、発注者に提出すること。
- 4 請負者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、第2項の週休2日制工事確認表を提出し、監督員と協議のうえ、工事請負契約条項第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 5 請負者は下請業者に対し、月2回土日完全週休2日制工事の取組みにあたり必要な事項について協力すること。
- 6 週休2日制工事に関する経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設费率、現場管理费率、市場単価及び標準単価に限る。）は、当初積算時に、補正係数（三重県が定める週休2日制試行要領（令和3年10月1日施行）に規定する補正係数をいう。）を乗じて得た額を計上するものとする。
- 7 工事の精算に当たり、月単位の週休2日制工事を達成できなかった工事であって、通期の週休2日制工事を達成したものは、月単位の週休2日制工事に係る補正係数を乗じた経費と通期の週休2日制工事に係る補正係数を乗じた経費との差額分を減額変更し、通期の週休2日制工事を達成できなかった工事は、当該計上した経費における補正分を減額変更するものとする。

＜参考＞

(補正係数)

- ・労務費 : 1.04
- ・機械経費（賃料） : 1.02
- ・共通仮設比率 : 1.03
- ・現場管理費 : 1.05

- 8 指定土日の現場閉所及び月単位の週休2日制工事又は通期の週休2日制工事のいずれもが達成できたときは、別に定める工事成績採点表の所定の欄に「週休2日制工事の実施」と記載して工事成績評定を加点する。

指定土日の現場閉所又は月単位の週休2日制工事若しくは通期の週休2日制工事のいずれも又はいずれかが達成できなかつたときであつても、工事成績評定を減点しない。

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努めること。